

府中市立総合体育館及び
府中市南の丘体育館
指定管理者募集要項

令和3年10月

広島県府中市

府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館

指定管理者募集要項

府中市が設置する府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館について、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「指定管理条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 管理対象施設の概要

(1) 設置目的等

条例上の設置目的	府中市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和58年府中市条例第19号）第2条 スポーツの普及振興と市民の体力の向上を図るため、設置する。
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	府中市のスポーツ推進の拠点施設として位置づけ、地域の活性化を図っていくこと。
ミッション （施設の社会的使命や役割）	①更なる自主事業の展開 （市民のスポーツ促進） これまで、キッズスポーツ教室やラウンドフィットネスなどの自主事業を行われてきたが、施設特性（周辺施設も含む。）を活かしつつ、アーバンスポーツ、パラ種目等の障害者スポーツ、フレイル予防・健康増進に寄与するスポーツ活動等の新しい分野の自主事業に取り組み、利用者層の拡大を期待する。 （市外からの集客） サブアリーナとしても活用できる南の丘体育館や、合宿等にも活用できるキャンプinふちゅうなど周辺施設を活用し、市民だけでなく市外からも多くの集客が期待できるスポーツ大会やプロスポーツチームの試合の誘致などの興行（自主事業）を開催し、府中市の魅力を発信することを期待する。 ②市民サービス向上と管理経費の縮減 多様化するニーズに効果的・効率的に対応し、来館者数の増加や来館者サービスの向上を期待する。

(2) 特徴

ア 府中市立総合体育館は、平成6年に府中市らしい木造主体で、全国的にもめずらしい大断面集成材によるシェル構造を採用して建設されました。国際競技可能な本格的施設、また、多種イベントホールとしても使用可能な多目的施設です。施設前の広場も”潤いと憩い”の場として身近にご利用いただける市民広場となっています。

す。平成29年10月1日より、ネーミングライツが導入され、愛称がTTCアリーナとなりました。

イ 府中市南の丘体育館は、市民のスポーツ利用だけでなく、大規模な大会のサブアリーナとしても活用できる施設です。

ウ 周辺には、研修やスポーツ合宿施設としても利用できるキャンプinふちゅう（府中市勤労青少年ホーム）があります。

キャンプinふちゅうは、勤労青少年の健全育成と福祉増進を図ることを目的とした趣味や教養など健全な余暇活動の場を提供するための施設です。

エ 周辺に駐車場も完備されています。未舗装部分は、グラウンドゴルフ等にも利用されています。

(3) 施設の概要

ア 府中市立総合体育館

(ア) 名称 府中市立総合体育館（愛称 TTCアリーナ）

(イ) 所在地 広島県府中市土生町416番地4

(ウ) 設置目的 スポーツの普及と市民の体力の向上を図ることを目的とする。

(エ) 建物概要 構造 壁式鉄筋コンクリート造
木造HPシェル構造（屋根）

敷地面積 24,601㎡

延床面積 4,545.92㎡

施設内容 体育館・倉庫

附帯設備 駐車場

イ 府中市南の丘体育館

(ア) 名称 府中市南の丘体育館

(イ) 所在地 広島県府中市土生町399番地9

(ウ) 設置目的 スポーツの普及と市民の体力の向上を図ることを目的とする。

(エ) 建物概要 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造

敷地面積 2,043㎡

延床面積 926.15㎡

施設内容 体育館・ポンプ室

(4) 指定管理者導入に関する市の考え

本施設では、指定管理者制度導入により、市民サービスの向上と管理経費の縮減などの導入効果を見込んでいます。

したがって、この制度導入効果を達成するため、市は指定管理者に対し多様化するニーズに効果的・効率的に対応していただき、来館者数の増加や来館者サービスの向上を期待します。

また、本施設の管理運営において市が設定する成果指標及び数値目標は以下のとおりです。

成果指標	①更なる自主事業の展開 ・周辺施設と連動すること等による、新たな魅力の創出と情報
------	---

	発信 ・継続的・持続的な運営管理 (屋外での事業、他施設との連携した事業や新たな分野の自主事業の提案を求める。) ②市民サービス向上と管理経費の縮減 ・市民・来場者サービスの向上 ・施設管理ノウハウを活かすことによる管理経費の縮減
数値目標	①年間来館者数 8万人以上(TTCアリーナ) ②新たな自主事業件数 2件 ③満足度 85パーセント以上

2 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理施設の使用許可に関すること。
- (2) 指定管理施設の利用料金に関すること。
- (3) 指定管理施設の建物並びに設備及び備品の維持管理に関すること。
- (4) 指定管理施設の運営企画に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、府中市が必要と認めること。

その他、別紙「府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館指定管理者仕様書」のとおり。

3 経理に関する事項

利用料金制を採用します。利用料金は指定管理者の収入として収受することができます。

- (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 市が支払う指定管理料

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。

□指定管理料

■単年度の指定管理料の参考となる額(指定管理料の実績)

令和2年度 24,444千円(決算額)

令和元年度 24,222千円(決算額)

平成30年度 24,000千円(決算額)

■指定管理料上限額

指定期間(令和4年4月1日から令和9年3月31日)における指定管理料の上限額を135,000千円とします。

イ 利用料金による収入

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

指定管理者は施設の利用料金を収入として収受することで、施設の管理・運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。なお、利用料金の設定については、条例に定める範囲内で指定管理者が設定し、市長の承認を得て決定します。

■利用者 実績

年度	府中市立総合体育館	府中市南の丘体育館
R 2	23,458人	7,291人
R 1	73,539人	11,251人
H 3 0	74,345人	10,928人

■利用料収入 実績

年度	府中市立総合体育館	府中市南の丘体育館
R 2	3,648,300円	1,252,240円
R 1	6,618,530円	1,776,270円
H 3 0	6,964,080円	1,713,850円

ウ 自主事業による収入

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。この場合における事業収入は、指定管理者の収入とします。ただし、設置目的外と判断される事業については、市に対して行政財産目的外使用許可の手続きが必要となり、行政財産目的外使用料が発生する場合がありますので注意してください。

府中市立総合体育館については、過去にキッズスポーツ教室やラウンドフィットネスなどの自主事業を行っており、施設特性（施設周辺も含む。）を活かしたものとアーバンスポーツ等の新しい分野の自主事業を期待します。（内容により行政財産目的外使用申請等が必要です。）

指定管理者が、自主事業を実施する場合には、指定管理者が行うべき業務（以下「本来業務」）の会計と区分し、自主事業の計画を設定し、あらかじめ市長の承認を得て実施してください。なお、自主事業を行う場合には、本来業務に支障のないようにしなければなりません。

■現指定管理者の自主事業

- キッズスポーツ教室 ○健康ヨガ教室 ○卓球教室 ○JOY BEAT
- ミニバスケットボール教室 ○少年少女バレーボール教室
- 生活筋力向上ゆっくりプログラム ○ラウンドフィットネス

(2) 指定管理の支出として見込まれるもの

- ア 人件費
- イ 事務費（消耗品・備品、印紙等）
- ウ 事業費（教室・イベント、物販）
- エ 管理費（施設管理費、光熱水費、設備維持管理費、修繕費等）
- オ 事務経費（一般管理費）

■指定管理料の主な実績

(千円)

年度	人件費	事務費	事業費	管理費	事務経費
R 2	16,014	319	1,184	11,899	1,538
R 1	15,461	305	2,129	13,670	1,207

H30	15,164	398	1,139	14,279	1,736
-----	--------	-----	-------	--------	-------

(3) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を本業務と自主事業に分離して設けて、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければならないが、また、当該事業に関する監査業務が受けられるような体制を整えなければなりません。

(4) 口座の管理

指定管理者の業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

また、帳簿処理により、収入と支出の計上を正確に行い、月次ベースで現金残高と帳簿残高の照合を行ってください。

(5) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を協定書に定める方法により支払います。

(6) 保険への加入

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において適切な範囲で保険に加入してください。なお、指定管理者は、市が加入する「全国市長会 市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされますが、指定管理者が行う自主事業については保険の対象外となります。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 応募資格

指定期間中、安全、かつ、円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体で、次に掲げる事項に該当しない者

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

- (6) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (8) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

6 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

- ア 配布場所：府中市総務部地域振興課及び府中市ホームページ
- イ 配布期間：令和3年10月1日（金）～10月25日（月）
※土曜日及び日曜日を除きます。
配布時間：午前8時30分～午後5時

(2) 応募に関する質問の受付

- ア 受付場所：府中市総務部地域振興課
- イ 受付期間：令和3年10月1日（金）～10月7日（木）
※土曜日及び日曜日を除きます。
- ウ 受付時間：午前8時30分～午後5時
- エ 提出方法：受付場所に、電子メール、FAX又は持参による提出とします。
※質問者は、電子メール及びFAXによる提出した場合、受信を確認するため電話連絡をしてください
- オ 回答期限：令和3年10月14日（木）午後5時
- カ 回答方法：府中市ホームページに掲載します。

(3) 応募提出書類等の受付に関する事項

- ア 受付場所：府中市総務部地域振興課
- イ 受付期間：令和3年10月1日（金）～10月25日（月）
※土曜日及び日曜日を除きます。
- ウ 受付時間：午前8時30分～午後5時
- エ 提出方法：受付場所に、持参又は郵送による提出とします。
※郵送による提出の場合、期間内に必着とします。

(4) 選定結果のお知らせ

応募者全員に11月中旬に文書にてお知らせします。

(5) 指定管理者の指定及び協定の締結

- ア 議会の議決を経て行う指定管理者の指定は、12月下旬の予定です。
- イ 指定管理者指定後、直ちに協定の締結を行う予定です。
- ウ 協定の主な内容は、次のとおりです。
 - ・ 業務に関する基本的な事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
 - ・ 管理運営委託料に関する基本的な事項

- ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 事業報告・業務報告に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ・ 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- ・ その他

7 提出書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面
- (5) 法人にあっては当該法人の記載事項証明（履歴事項全部証明書）
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書及び前事業年度を含め過去3箇年の収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (7) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (8) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類
- (9) 誓約書（様式第4号）
- (10) 市税完納証明（所在地自治体の発行するもの）
- (11) 申立書（様式第5号、府中市に市税等の納税義務がない場合に限る。）

8 提出先及び提出部数

提出先：府中市総務部地域振興課

〒726-8601

広島県府中市府川町315番地

提出部数：9部

9 選定の基準

【府中市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に定める基準】

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

10 選定審査の実施

(1) 第1次審査

ア 資格・要件について応募書類による審査を行います。審査に当たっては、次の期間内に個別に応募内容の確認を行うことがあります。

日時：令和3年10月25日（月）～10月26日（火）

イ 第1次審査の結果については、令和3年10月28日（木）までに通知します。第2次審査対象者については、第2次審査の詳細な日程についても併せて通知します。

(2) 第2次審査

ア 第2次審査は、選定審査会により行います。この中で、プレゼンテーションによる審査を実施し、総合的な評価により1者を選考します。

(ア) 日 時：令和3年11月2日から11月5日まで（予定）

(イ) 場 所：府中市役所本庁舎内

(ウ) 時 間：1者当たり45分を予定（説明：30分、質疑応答：15分）

(エ) 説明者：会場への入室は、4人までとします。

(オ) その他：申請書に沿って特色等を発表。追加提案の説明や追加資料の配布は認めません。プロジェクター、パソコン等は、応募者が用意のこと。

イ 第2次審査は、別紙「審査基準（評価項目）」に基づき、各審査員（持点100点）の評価点の合計点の最も高い者を指定管理者の候補者とします。

11 その他

- (1) 申請書提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記入内容の変更は認めません。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (5) 責任分担の考え方は、おおむね次のとおりとします。なお、詳細は、協定書の中で定めるものとします。

項 目	指定管理者	府中市
施設の維持管理	○	
施設内機械設備の維持管理	○	
施設内備品の維持管理	○	
使用料(利用料金)徴収、収納	○	
施設の利用許可等	○	
施設の修繕(小規模)	○	
事故・火災等による施設備品の修繕	○	○
使用者(利用者)の被災	○	○
大規模修繕		○
施設に係る各種保険加入等	○	○
包括的管理責任		○

問い合わせ先

府中市総務部地域振興課

住所 広島県府中市府川町315番地

電話 (0847) 43-7251

FAX (0847) 46-3450

ホームページアドレス <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>

メールアドレス chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp

以上